

堆肥を他者に渡す場合は、 有償・無償を問わず、届出が必要です！

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、
自ら生産した堆肥を

① 他者に渡す場合は、有償・無償を問わず、
生産業者としての届出 が必要です。

(第22条)

② また、有償で他者に渡す場合は、
販売業者としての届出 も必要です。

(第23条)

届出に関する手続きについては、事業場の所在地を管轄する都道府県の肥料担当部署にお問い合わせいただくようお願いします。

届出様式は、別紙のとおりです。



(別紙例)

届出の様式

※下記は肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の別記様式ですので、各県の様式を添付してください

特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

下記により特殊肥料を生産（輸入）したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 肥料の種類
- 3 肥料の名称
- 4 生産する事業場の名称及び所在地
- 5 保管する施設の所在地

備考

輸入業者にあつては4を記載しなくてよい。

肥料販売業務開始届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 販売業務を行う事業場の所在地
- 3 本都道府県内にある保管する施設の所在地

肥料の品質の確保等に関する法律（抜粋）

（参考）

（定義）

第二条 この法律において「肥料」とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壤に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物をいう。

2 この法律において「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、堆肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、特殊肥料以外の肥料をいう。

（特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出）

第二十二条 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する一週間前までに、その生産する事業場の所在地又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 肥料の種類及び名称
- 三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地
- 四 保管する施設の所在地

2 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、また同様とする。

（販売業務についての届出）

第二十三条 生産業者、輸入業者又は販売業者は、販売業務を行う事業場ごとに、当該事業場において販売業務を開始した後二週間以内に、次に掲げる事項をその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 販売業務を行う事業場の所在地
- 三 当該都道府県の区域内にある保管する施設の所在地

2 生産業者、輸入業者又は販売業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その販売業務を廃止したときも、同様とする。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十二条第一項又は第三十三条の四第一項の規定による届出をしないで事業を開始し、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十六条の二第三項、第二十二条第二項、第二十三条又は第三十三条の四第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者